平成２３年（フ）第２９２５号
名古屋市中川区下之一色町字三角18番地
債務者　七野　孝二
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０６号
滋賀県栗東市上鈎274番地２
債務者　立尾　雅之
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
滋賀県彦根市小泉町926番地１　３Ｆ号
債務者　中川　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９７号
鳥取県米子市和田町1450番地３　セジュール平井202号
債務者　井田　正晃
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８４３号
広島市東区曙３丁目３番２―306号
債務者　山本　浩一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３０号
広島県大竹市黒川３丁目13番26号
債務者　福原　節子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５３号
広島市安佐南区大町西１丁目19番11―201号
債務者　立川　道弘
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７８号
広島県安芸郡海田町東２丁目５番39―８号
債務者　大須賀恵美子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４５号
広島市西区井口４丁目28番21―202号　フレグランスヒル迫田Ｇ棟
債務者　秋口加奈子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８４号
広島市東区戸坂新町２丁目45番10―306号
債務者　山本ひろみ
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９１号
広島市西区己斐西町40番18号
債務者　田中　功一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
福岡県八女市黒木町本分493　読売センター黒木販売店内、住民票上の住所福岡県柳川市三橋町蒲船津594番地２
債務者　山川　公一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第５３８号
大分県臼杵市大字久木小野1766番地
債務者　佐藤　長治
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
宮崎県都城市南鷹尾町29街区13号エタニティ102、前住所大阪府岸和田市額原町520番地の２レオパレスフクムラⅢ204号
債務者　瀧山　美香
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１９１号
宮崎県小林市北西方5016番地39
債務者　黒仁田　稔
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０９号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津4941番地
債務者　政田　琴恵
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１９４号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷2463番地
債務者　新地　良平
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係